

減免規定の改定表(案)

(1) 免除

変更前		変更後	
要件	該当事業・団体等	要件	該当事業・団体等
市が主催・主管する事業	市の事業	市が主催・主管する事業	市の事業
区(町内会)が主催する行事(練習や準備は除く)	区・町内会の行事	区(町内会)が主催する行事(練習や準備は除く)	区・町内会の行事
市の共催で行う行事又は事業	文化祭、産業フェア等	市の共催で行う行事又は事業	文化祭、産業フェア等
市内の幼・保・こども園・小中学校が教育行事で使用する場合	クラブ活動、部活動、教室	市内の幼・保・こども園・小中学校が教育行事で使用する場合	クラブ活動、部活動、行事
市(社会福祉・長寿介護)が所管する障がい者福祉施設等が使用する場合	つくしの家、相寿園等	市(社会福祉・長寿介護)が所管する障がい者福祉施設等が使用する場合	つくしの家、相寿園等
市スポーツ協会事務局、スポーツ少年団本部が主催する事業	役員会等	市スポーツ協会事務局、スポーツ少年団本部が主催する事業	役員会等
市スポーツ協会やスポーツ少年団が使用する場合(夜間照明を使用しない場合)	昼間の活動	市スポーツ少年団加盟団体が主催する事業及び活動(夜間照明を使用しない場合)	スポ少活動

(2) 減免

変更前		変更後	
要件	該当事業・団体等	要件	該当事業・団体等
市内料金の1/3料金		市内料金の1/3料金	
市スポーツ協会が主催する事業及び加盟団体が主催する大会で夜間照明を使用する場合	市長杯(夜間)	市スポーツ協会加盟団体が主催する大会	市長杯など
スポーツ少年団の団体、高校部活動が夜間照明を使用する場合	スポ少活動、高校部活動	市内の高校が部活動等で使用する場合	高校部活動
		市内の幼・保・こども園が使用する場合	行事の練習
		市スポーツ少年団加盟団体が主催する事業及び活動(夜間照明を使用する場合)	スポ少活動
市内料金の1/2料金		市内料金の1/2料金	
		65歳以上の人や障害者手帳を所持する人が半数以上所属する団体が使用する場合	高齢者団体等
		市スポーツ協会の加盟団体が主催する教室事業(承認された限定期間の教室に限る)	硬式テニス部等
市外料金の1/5料金			
市内の小中学生が参加する地域・支部の大会	支部大会、中体連県大会		
市外料金の1/4料金			
日本・県スポーツ協会が主催する広域の大会で、市内団体及び個人が出場する事業	県一般ソフト大会		
市内のスポーツ団体が参加する広域スポーツ大会	県父親ソフト大会		
市外料金の1/3料金		市外料金の1/3料金	
市民のスポーツ振興や産業経済の活性化に繋がり、市等が誘致し市内宿泊の場合	中部私学ソフト大会等	市民のスポーツ振興や産業経済の活性化に繋がると認められる事業で使用する場合(市等が誘致した事業で市外の団体が市内に宿泊する場合)	中部私学ソフト大会等
		県スポーツ協会及び県加盟競技団体が主催する事業で、市スポーツ協会の加盟団体が共催又は主管等で行う場合(県大会の各予選大会等含む)	県父親ソフト大会等
市外料金の1/2料金		市外料金の1/2料金	
市外の団体が市内の宿泊施設を利用した合宿等で使用する場合	申請者は宿泊施設	市外の団体が市内の宿泊施設を利用した合宿等で使用する場合	申請者は宿泊施設
日本・県スポーツ協会が使用する場合(市スポーツ協会主管事業以外)	県スポーツフェスティバル	市民のスポーツ振興や産業経済の活性化に繋がると認められる事業で使用する場合(市等が誘致した事業で、市外の団体が市内に宿泊しない場合)	—
		市外の団体がスポーツを通じた青少年健全育成を目的として、市内の青少年を対象に継続的な活動で使用する場合(但し、承認された団体活動に限る)	—
市外料金の3/4料金			
市民のスポーツ振興や産業経済の活性化に繋がり、市内に宿泊しない場合	高体連(アーチェリー大会)		